

阪神淡路大震災 1.17 のつどいに関する補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日 地域協働局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、阪神淡路大震災 1.17 のつどい（以下「1.17 のつどい」という。）に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 補助事業の対象者は、阪神淡路大震災 1.17 のつどいを開催する運営主体とする。

(対象経費)

第 3 条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に実施する 1.17 のつどいに係る会場運営及び設営に関する経費とする。

2 前項に規定する経費であっても、次の各号に該当する経費については助成金の交付対象外とする。

- (1) 慶弔費、記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金
- (2) 飲食に係る経費
- (3) 国、県、市及びその他の団体等から補助金が交付される場合において、当該補助金により充当される経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条に掲げる対象経費のうち予算の範囲内と定める。

2 補助事業において繰越が生じる場合には、前項の規定に関わらず、予算の範囲内もしくは補助事業の対象経費の 25%のいずれか低い額とする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第 6 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業実施に係る事業計画書又はこれに代わる書類
- (3) 事業実施に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(交付の決定)

第 7 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況が確認できる書類(事業に要した費用を証する書類を添えること)

(3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額確定通知書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第10号)を交付額の確定後速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。